

12月は「死亡災害撲滅月間」

平成24年北署管内の死亡災害は2人

(10月20日現在)

名古屋北労働基準監督署

平成24年に名古屋北労働基準監督署管内の事業場に係る労働災害のうち、10月20日までに報告された死亡災害は別表のとおり2件と前年より4件の減少となっています。

死亡災害の内訳は、建設業で1件、商業で1件ずつ発生しております。

事故の型別で見ると、「交通事故」、「墜落・転落」で1件ずつ発生しております。

建設業については、テントを補修する作業をしていたところ、テントの一部が破れて墜落しました。

商業については、社用車を運転中に対向車と正

面衝突する交通事故が発生しました。

休業災害については、9月末現在では昨年同期と同数の636件となっております。

特に建設業の増加率が高く、商業や食料品製造業において若干の増加傾向を示しております。

本年は平成20年度にスタートした第11次労働災害防止推進計画の最終年に当たり、計画目標である

1、死亡災害を年間8件以下とすること。

2、死傷災害を15%以上減少させること。

3、定期健康診断の有所見率を減少させること。

を達成させることが困難な状況ではありますが、

これから年末にむかつて死亡災害の急増が懸念されますので、労使一体となって職場点検を実施し、危険な箇所に対して有効な対策を図っていただくようお願いいたします。

また、平成24年9月28日付けで厚生労働省労働基準局安全衛生部長より「労働災害減少に向けた緊急要請」を受け、本年度においても12月を「死亡災害撲滅月間」として、パトロール等の労働災害防止対策に取り組むこととしていきます。

最後であります。各事業場の経営トップが安

(別表)

平成24年 北監督署管内死亡災害発生状況

(平成24年10月20日現在)

業種(発生月)	年齢	事故の型	起因物	災害の概要
商業(2月)	40代	交通事故	乗用車	被災者は自宅から社用車を使用し、石川県へ向けて東海北陸道を走行中、保トンネル内においてハンドル操作を誤り対向車と正面衝突し死亡した。
建設業(4月)	40代	墜落・転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	テント倉庫の屋根修理工事で、被災者がテントシート上で作業していたところ、シートを踏みぬき約5メートル下のコンクリート床に墜落した。

全衛生に関する基本方針を表明し、自ら先頭に立つて職場の総点検やリスクアセスメント等の労働

災害防止活動を徹底していただくようお願いいたします。